

# 全国 P H P 友の会会則

- 第 1 条 名 称 この会は「全国 P H P 友の会」と称します。
- 第 2 条 事 務 局 この会の事務局は「京都市南区西九条北ノ内町 11 P H P 研究所」内に置きます。
- 第 3 条 目 的 「素直な心になる運動」としての P H P 友の会活動を積極的に広めることにより、繁栄を通し人類の平和と幸福に貢献することを目的とします。
- 第 4 条 事 業 この会は、前項の目的を達成するために次の事業を行います。
- ① P H P 友の会活動を積極的に広げるため、全国 P H P 友の会全国大会等、各種の行事を催します。
  - ② P H P 友の会活動の諸運営について助成をします。
  - ③ P H P 友の会活動に関する資料等を発行します。
  - ④ 会員の衆知を集め、社会に対し建設的な提言を行います。
  - ⑤ P H P 思いやり運動を推進し、社会貢献活動への取り組みを行います。
  - ⑥ その他、目的を達成するために必要な事業を行います。
- 第 5 条 会 員・構 成 P H P 友の会の会員とは、P H P 正会員または P H P 法人／賛助会員のことである。
- 第 6 条 会 費 この会の会費は次の通りとします。
- ① P H P 正会員  
年会費 1 人 3,000 円
  - ② P H P 法人／賛助会員  
年会費 一口 12,000 円
- (注) 会費改定の施行は 2017 年 1 月 1 日 ※附則に明記
- 第 7 条 運 営 この会を運営するために次の組織を置きます。
- ① 全国本部
  - ② エリア本部 (全国をいくつかに分けて設置します)
- 第 8 条 総 会 総会ではこの会則に定める事項を決議します。  
総会の開催は原則として年 1 回 7 月とし、会長が招集します。
- 第 9 条 役 員 この会には次の役員を置きます。
- ① 会 長 1 名  
会長はこの会を代表します。
  - ② 副会長 若干名  
副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合は会長の代行をします。
  - ③ 事務局長 1 名  
事務局長はこの会の事務全般を統括します。
  - ④ 事務局次長 若干名  
事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故があった場合は、事務局長の代行をします。
  - ⑤ エリア本部長 若干名  
エリア本部内の活動の活性化、人材育成を担当します。
  - ⑥ 監 事 2 名  
監事はこの会の会計その他活動を監査し、総会に報告します。

第 10 条	執行役員会	この会を運営するため、総会に次ぐ決議機関として、 会長、副会長、事務局長からなる執行役員会を設けます。
第 11 条	役員を選出 と任期	この会の役員は、総会での互選により選出します。 任期は 2 年とし、再任は妨げません。但し、欠員が生じた場合 には、残任期間に限り選出できます。
第 12 条	顧問	この会には役員会が委嘱した顧問を置くことができます。顧問は 会長の要請に基づき、役員会に出席して意見を述べることで きます。
第 13 条	名誉会長・ 相談役	この会には名誉会長、相談役を置くことができます。名誉会長、 相談役の任期は 1 期 2 年とします。
第 14 条	会計	①この会の運営費は、P H P 正会員会費・P H P 法人/賛助会員 会費等の収入をもって、これに充てます。但し、会費を納めた 方が退会しても会費は返却しません。 ②この会の会計年度は、7 月 1 日より翌年 6 月 30 日までとし ます。 ③会計報告は、役員会および総会にて行います。
第 15 条	友の会活動と 政治, 商売, 宗教	友の会活動と政治、商売、宗教等の活動について、次のような行為 を禁ずるものとします。 ①友の会を利用して自らの政治、商売、宗教等の活動を進める こと ②友の会および友の会会員の名において特定の政治、商売、宗教 等の活動を支援すること
第 16 条	除名	会員が会の運営に重大な支障を来たす行為等があると役員会にて 判断した場合、除名することができるものとします。その場合、 納金済の会費は返還しません。
第 17 条	会の細則	この会の運営に必要な細則は、別に定めることができます。
第 18 条	会則の変更	この会則の改廃は、総会の決議で行います。

附 則 制定と改定について

1983 年 10 月 1 日	制定
1986 年 8 月 24 日	改定
1990 年 8 月 25 日	改定
1991 年 8 月 25 日	改定
1994 年 8 月 28 日	改定
1995 年 8 月 26 日	改定
1997 年 8 月 24 日	改定
2000 年 8 月 27 日	改定
2001 年 8 月 26 日	改定
2003 年 8 月 24 日	改定
2004 年 8 月 22 日	改定
2005 年 7 月 23 日	改定
2006 年 7 月 29 日	改定
2007 年 7 月 28 日	改定
2009 年 7 月 25 日	改定
2010 年 7 月 24 日	改定
2011 年 7 月 23 日	改定
2012 年 7 月 28 日	改定
2013 年 7 月 27 日	改定
2014 年 7 月 26 日	改定
2015 年 7 月 25 日	改定
2016 年 7 月 23 日	改定

(※組織改定のため施行は 2014 年 1 月 1 日)

月 1 日】

【※会費改定の施行は 2017 年 1